

軽度者の福祉用具貸与に係るフロー

軽度者（要支援 1・2、要介護 1）である

※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く）については、要介護 2・3 も含む

はい

「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当する。※裏面参照

いいえ

- ・貸与種目が「車いす及び車いす付属品」で、「厚生労働大臣が定める者のイ」において、（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者に該当する。
- ・貸与種目が「移動用リフト」で「厚生労働大臣が定める者のイ」において （三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者に該当する。

いいえ

次の i) ~ ii) のいずれかに該当することが医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断されている。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

はい

市へ確認依頼書の提出が必要です

(必要書類)

- 確認依頼書 兼 確認書
- 主治の医師からの情報
- サービス担当者会議の経過及び決定理由
- 確認依頼書の提出が遅くなった経過記録書

※貸与開始日 or 介護認定日から 1 ヶ月経過した場合

いいえ

確認依頼書の提出は不要です
サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、必要性を判断して下さい。

はい

確認依頼書の提出は不要です
主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、必要性を判断して下さい。

はい

いいえ

福祉用具貸与費の給付ができません

